

「広告等に関するガイドライン」の一部改正

新	旧
<p>広告等に関するガイドライン</p>	<p>広告等に関するガイドライン</p>
<p>第 1 部 法令諸規則の概要</p> <p>1～6 (略)</p> <p><参考> (略)</p>	<p>第 1 部 法令諸規則の概要</p> <p>1～6 (同左)</p> <p><参考> (同左)</p>
<p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項</p> <p>I 全 般</p> <p>1 (略)</p> <p>2 誇大広告に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 比較広告 (本文略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 比較の方法が公正であること (略)</p> <p>* 「15 インターネットにおける広告等について」(6)及び(7)も参照のこと。</p> <p>(注) 「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(昭和 62 年 4 月 21 日公正取引委員会事務局/改正 平成 28 年 4 月 1 日 消費者庁)を参照すること。</p>	<p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項</p> <p>I 全 般</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 誇大広告に関する留意事項</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 比較広告 (同左)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 比較の方法が公正であること (同左)</p> <p>* 「14 インターネットにおける広告等について」(6)及び(7)も参照のこと。</p> <p>(注) 「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(昭和 62 年 4 月 21 日公正取引委員会事務局)を参照すること。</p>

新	旧
3～14 (略)	3～14 (同左)
<p>15 インターネットにおける広告等について (1)～(6) (略)</p> <p>(7) (本文略)</p> <p>※ 正会員の従業員やその家族等が当該正会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う行為は含まれないが、広告審査担当者(「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。)による審査を受けずに、正会員が行う金融商品取引業の内容について従業員個人が広告等を行うことは禁止されていることを踏まえ、従業員教育等を適切に行うとともに、不適正な表示が認められた場合は、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが必要である。</p> <p>(本文略)</p> <p>(注)「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」(制定 平成23年10月28日 消費者庁/一部改定 平成24年5月9日 消費者庁/一部改定 令和4年6月29日 消費者庁)を参照すること。</p> <p>16 (略)</p> <p>II 投資信託等</p> <p>1 販売用資料の作成に当たっての留意事項 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 具体的な留意事項 ①～⑩ (略)</p>	<p>15 インターネットにおける広告等について (1)～(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>※ 正会員の従業員やその家族等が当該正会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う行為は含まれないが、広告審査担当者(「広告等の表示及び景品類に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。)による審査を受けずに、正会員が行う金融商品取引業の内容について従業員個人が広告等を行うことは禁止されていることを踏まえ、従業員教育等を適切に行うとともに、不適正な表示が認められた場合は、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが必要である。</p> <p>(同左)</p> <p>(注)「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」(一部改定 平成24年5月9日 消費者庁)を参照すること。</p> <p>16 (同左)</p> <p>II 投資信託等</p> <p>1 販売用資料の作成に当たっての留意事項 (1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 具体的な留意事項 ①～⑩ (同左)</p>

新	旧
<p>⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示</p> <p>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する投資信託（以下「<u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u>」という。）に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性や商品の有するリスク特性等について誤認されることのないよう、同規則及び細則の規定を踏まえた表示を行うこと、及び次の点も踏まえた表示を行うことに留意する。</p> <p>イ. <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、原則として名称の前方に「複雑な投資信託」と表示したうえで、名称の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。</u></p> <p>※「<u>複雑な投資信託</u>」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施すことが考えられる。</p> <p>※リスク特性の表示にあたっては、特に「<u>デリバティブ取引を内包していること</u>」「<u>元本を大きく毀損する可能性があること</u>」について表示を行う。例えば「<u>本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります</u>」と明示することが考えられる。</p> <p>ロ. <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目につきやすい場所に目立つように表示する。</u></p> <p>※<u>投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。</u>例えば、「<u>投資初心者向けの商品ではありません</u>」及び「<u>長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません</u>」と表示することが考えられる。</p> <p>ハ. <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の商品の仕</u></p>	<p>⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示</p> <p>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について誤認されることのないよう、同規則及び細則の規定を踏まえた表示を行うことに留意する。</p>

新	旧
<p><u>組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。特に、参照指標に応じて分配金や償還金の変動する条項が付されている場合や早期償還条項が付されている場合には、必要に応じて次の（イ）及び（ロ）の表示を行うことが考えられる。</u></p> <p><u>（イ）商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する</u></p> <p><u>※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。</u></p> <p><u>※特にロックイン条項が付されている場合は、ロックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違いについて明確に表示する。参照指標が複数の場合は、それぞれの指標に対するロックイン条件を明確に表示する。</u></p> <p><u>※早期償還条項が設定されている場合は、その旨及び早期償還となる条件（ロックアウト条件、発行体によるコール条項等）を明確に記載するとともに、早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなることを表示する。</u></p> <p><u>※ロックイン条項や早期償還条項が付されている場合には、広告のスペースに応じて、例えば以下のような対応を行うことも考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・専門用語に必要な応じて解説をつける等、顧客に対してわかりやすく表示する</u> <u>・ロックイン条項や早期償還条項の内容について図表を用いて説明する</u> <u>・早期償還後には、同等の条件での投資ができるとは限らない旨を表示する</u> <p><u>（ロ）初回利率を過度に強調した表示を行わない。</u></p> <p><u>※ステップダウン債や初回のみ固定利率、2回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調</u></p>	

新	旧
<p><u>し、投資者に初回利金が得られ続ける商品であるといった誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。</u></p> <p><u>※デジタルクーポン型である場合は、高金利の数値(利率等)を強調した表示は行わない。例えば、高金利と低金利の数値(利率等)は同レベル(フォントサイズ、色、文字装飾等)で表示する。</u></p> <p><u>ニ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の名称に「元本確保型」の表示は用いない。</u></p> <p><u>ホ. 元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない。</u></p> <p><u>ヘ. 商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。</u></p> <p><u>ト. 「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第6条に掲げる事項の表示を行った上で、当該「確認書」の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該「確認書」と説明資料が関連付けられた表示となるよう留意する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>	<p>(同左)</p>